

# ●まちのお知らせ

お問い合わせは安八町役場 ☎ 64・3111

総務課  
☎ 64・7100 【直通】

## 年末年始業務のご案内

○年末年始閉庁期間

**12月29日(木)～1月3日(火)**

※ただし、戸籍関係(死亡・出生・婚姻など)の手続きは受付します。

## 町内防犯灯のLED化を行います

(一社)環境技術普及促進協会より交付される『平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金』を活用し、12月～平成29年3月にかけて、町内防犯灯を一斉にLED化します。

工事中はご迷惑をおかけしますが、皆さまのご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。

税務課  
☎ 64・7102 【直通】

## 取り壊し家屋の届出はお済みですか？

所有している建物を取り壊したときは、翌年度から固定資産税が課税されなくなります。

このため、建物を壊した場合は、届け出が必要となります。

### 手続き方法

役場税務課に取り壊し届がありますので、窓口にて必要事項をご記入の上、提出してください。  
※提出時には、印鑑が必要です。

### 届け出締め切り日

平成28年12月26日(月)

### 担当・問い合わせ

税務課 固定資産税係  
(内線 234・235)

## 償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく

償却資産とは、法人や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業を営むために所有している土地および家屋以外の機械・装置、工具、器具・備品等の資産をいいます。

### 申告が必要な方

平成29年1月1日現在、事業用の償却資産を所有、貸し付けしている法人や個人

### 申告方法

#### ①前年度申告されている方

12月の初旬頃に申告書関係書類を郵送します。廃業、休業、解散や資産の増減がない場合でも申告してください。

#### ②平成29年度から申告される方(新規)

平成28年中に新規事業を始めた方は、新しく償却資産の申告をする必要があります。該当資産がない場合でも、必ず申告してください。

申告書をご希望の方は、税務課までご連絡ください。

★平成28年中に事業用太陽光発電を始められた方は、償却資産の申告が必要になります。

### 申告期限

平成29年2月1日(水)

### 担当・問い合わせ

税務課 固定資産税係  
(内線 234・235)

## 納付済額のお知らせの発送について

平成28年中(1月～12月)に納めていただいた国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の『**納付済額のお知らせ(確定申告用)**』は1月下旬に発送します。確定申告の参考としてご利用ください。

## 町民税特別徴収のお願い

町では、町・県民税を給与天引き(特別徴収)されていない事業主の方へ、特別徴収制度の実施推進運動を行っています。

地方税法においても、給与所得者にかかる町・県民税については、特別な事情がない限り、所得税の源泉徴収と同じように「特別徴収」の方法によって徴収するものと定められています。

この制度を実施していただくことによって、次のように納税も便利になります。

- ①従業員の方は、自分で銀行等へ行って納税する手間がいりません。
- ②年間4回の納税が、毎月の給与天引き(年12回)になり、1回の納税額が少額になります。
- ③事業主の方にとっても、所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間がかかりません。事業主の皆さん、ぜひご協力をお願いします。また、特別徴収制度への切り替え等の手続きに関しては、役場税務課までお問い合わせください。

### 担当・問い合わせ

税務課 住民税係  
(内線 231・232)

教育委員会  
☎ 64・4343 【直通】

## 安八つどいイルミネーションフォトコンテストのお知らせ

イルミネーションフォトコンテストを実施します。詳細はポスターや安八町フェイスブックをご覧ください。

### 期間(ライトアップ)

12月3日(土)～  
平成29年1月14日(土)  
午後5時～10時

場所 ハートピア安八  
南駐車場出入口

安八町  
facebook  
QRコード

